



# 環境トピックス



問い合わせ先

環境課 ☎40 - 5559

## 下野市一般廃棄物処理基本計画(案)に関するパブリックコメントについて(意見募集)

市では、現在「一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めています。この計画は「循環型社会」の形成に向け、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適正な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

このたび、一般廃棄物処理基本計画の案がまとまりましたので公表します。この案に対する皆様のご意見をお寄せください。

### 1. 公表する資料

下野市一般廃棄物処理基本計画(案)

### 2. 資料の閲覧場所

(1) 市ホームページ (2) 文書閲覧

環境課(国分寺庁舎2階)

石橋庁舎市民相談室(市民課窓口南側)

南河内庁舎市民相談室(市民課窓口南側)

閲覧時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時まで

### 3. 意見の募集期間

平成19年2月1日(木)～2月23日(金)

郵送の場合は2月23日(金)消印有効

### 4. 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

郵送 〒329-0492 下野市小金井1127 下野市役所環境課あて

FAX 40 - 5572

Eメール kankyou@city.shimotsuke.lg.jp

直接持参 環境課環境保全係(国分寺庁舎2階)

様式は問いませんが、ご意見をお寄せいただく際には、氏名( ) 住所( ) 性別、年齢、電話番号を記載してください。( は必須とさせていただきます。これらの明記のないものについては受付できません。)

また、市で用意した意見等記入用紙もありますので、ご利用ください。(意見等記入用紙は各閲覧場所に用意してある他、市ホームページからダウンロードすることもできます。)

### 5. 意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理したうえで、住所・氏名等の個人情報を除き、後日、意見の募集結果として公表させていただきます。また、個々のご意見に対して、直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 不用品リサイクル情報

市では、リサイクル社会の構築とごみの減量化のため、不用品リサイクルの情報を提供しています。あなたの《譲ります》《譲ってください》情報をお受けしていますので、希望される方は環境課までご連絡ください。

### <譲ります>

電気あんまイス 第二薬師寺幼稚園かばん レディース用ゴルフクラブ 折りたたみベッド スキーウェア120cm

### <譲ってください>

南河内第二中女子冬用制服・体操服Mサイズ 女兒用洋服140cm 第二薬師寺幼稚園ブレザー100cm～120cm 薬師寺幼稚園ブレザー100cm・ズボン120cm・ブラウス(長袖・半袖)100cm～110cm・体操着上下100cm～110cm ベビーベッド 新生児用チャイルドシート 中学女子用剣道防具・はかま 自転車24～26インチ マウンテンバイク 子供用自転車18インチ 折りたたみ自転車 ストープ用柵 リヤカー テレビ28～32インチ

## 汚泥発酵肥料(すくすく君)の配付

汚泥を有効利用したりリサイクル堆肥(すくすく君)を無料で配付しています。

申し込み 毎月1日(開庁の場合は翌日)

午前8時30分から電話で受付します。

配付は、翌月になります。

配付制限 1人10袋まで

配付場所 国分寺庁舎東車庫

受付方法 午後2時～5時の間に取りに来てください。

受付後にお受け取りください。なお、受取多数のため、車への積み込みは可能な限りご自身でお願いします。

## 南河内・国分寺地区の皆さんへ ＜小山広域中央清掃センター・北部清掃センターへの粗大ごみの搬入制限＞

平成19年4月1日からごみ（一般廃棄物）の減量化と適正処理を図るため、粗大ごみの一部については清掃センター（小山広域中央清掃センター・北部清掃センター）への搬入はできなくなります。

いずれも、建物の解体あるいは付け替え時は事業者による産業廃棄物となりますが、自らが付け替え等を行ったことを条件に一部搬入を認めていました。

しかしながら、個人が施工したものが業者が施工したものと判別は非常に困難であり、搬入を禁止するものです。

### 制限品目

自らの施工が困難で、業者に依頼することが一般的であると認められるもの

#### 1. 物置・車庫

木造及び組立て式の物置で基礎を有するもの  
組立て式の車庫

#### 2. 住宅用設備機器（工事の必要のあるもの）

浴槽 流し台 洗面台 便器 ポイラー  
温水器（電気、ソーラー） 井戸ポンプ

## みんなの協力で、清潔な ごみステーションに！

ごみステーションは、利用者全員の協力により、清潔に保たれています。ルールを守って清潔なステーションを心がけましょう！  
ごみ出しの際は、次のことを必ず守ってください。

### 1. 行政カレンダーで収集日を確認しましょう。

- ・収集日を間違えると収集されません。
- ・朝8時までに出してください。

収集日によっては品目別に収集されている物もあります。ステーションにごみがあっても、既に回収されている品目がある場合がありますのでご注意を！収集終了したごみは収集されません。

### 2. 決められた分別をしましょう。

- ・分別がされていないと回収されません。

### 3. 地域で決められたルールを守りましょう。

- ・ステーション利用者で決めたルールを守りましょう。

### 4. 自分が出したごみが回収されたか確認しましょう。

- ・自分が出したごみが、翌日残っていたら持ち帰り出し直しましょう。

### 5. 出し方が分からないごみは、環境課に確認しましょう。

4月から

南河内・国分寺地区の皆さんへ

# 有害ごみ（蛍光灯）、アスベスト含有 家庭用品が別回収になります！

### 有害ごみの分別回収

スプレー缶・割れたガラス・カミソリ・刃物・ライター・体温計・蛍光灯は“有害ごみ”として回収します。

蛍光灯は購入時の箱に入れ、透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。

他の有害ごみは、蛍光灯とは別の透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。

なお、スプレー缶については、必ず缶に穴を開けてから出してください。

### アスベスト含有家庭用品の分別回収

アスベスト含有家庭用品は、透明・半透明のビニール袋に入れて、“アスベスト含有物”の日に出してください。ただし、粗大ごみに該当するアスベスト含有家庭用品は、従来どおり、粗大ごみで受け付けて回収します。

### ＜アスベスト含有家庭用品一覧表＞

国（経済産業省）で公表したアスベストを使用している家庭用品です。

#### ～アスベスト含有物の日に出すもの～

オーブントースター トースター ロースター 電気鍋 電気炊飯器 電磁調理器  
オープンレンジ キッキングカッター ジューサー ミキサー 電気コンロ 電気ポット  
照明器具（スタンド・蛍光灯安定器） 除湿乾燥機 掃除機 電気こたつ 電気あんか  
ドリルドライバー ヘアドライヤー ヘアカラー パネルヒーター アイロン  
ミシン用フットコントローラ ガラス製まほうびんの中びん

#### ～粗大ごみで受け付けて回収するもの～

ストーブ 健康器具（乗馬型フィットネス・マッサージイス） 自転車 衣類乾燥機  
ファンヒーター 食器洗い乾燥機 ガスコンロ

## (国分寺地区・南河内地区)

# 事業所ごみの処理手数料が改正されます

平成19年4月より、国分寺地区・南河内地区から小山広域保健衛生組合中央清掃センター・北部清掃センターに搬入される事業所ごみの処理手数料が改正されます。

### 改定内容

『現行』 15円 / 1kg

『改定後』 250円 / 10kg

### 取扱品目

北部清掃センター

燃やせるごみ

中央清掃センター

ビニール・プラスチック類、その他の燃やせないごみ、  
カン・ビン・ペットボトル・紙類・布類等の資源物

石橋地区については、従来どおり、紙類・布類以外はクリーンパーク茂原に搬入ください。(紙類・布類については、リサイクル業者または環境課にお問い合わせください。)

## 事業所から出るごみは、ごみステーションへは出せません。

事業所から出るごみ(一般廃棄物)については、本来事業者自らの責任において適正に処理していただくことが原則であることから、次のとおり処理していただけますよう、事業者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業所から出るごみとは・・・

商店・オフィス・飲食店・工場など、事業活動から発生するごみ(産業廃棄物を除く)を言います。

- たとえば
- ・商品梱包用のダンボールと梱包資材
  - ・飲食店の残飯等生ごみ
  - ・事務所の各種書類・機密書類・メモ用紙・ちらし等
  - ・従業員が食べた弁当の空き箱等

## 事業所から出るごみの処理のしかた

次のいずれかにより適正に処理してください。

一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。

それぞれの事業者が許可業者と契約し、排出する方法です。排出曜日・時間、排出場所、排出方法などは、許可業者と相談のうえ取り決めてください。

事業者自ら市の処理施設等に分別して運んで処理する。

## 家庭用生ごみ処理器機に補助金が出ます！

機械式の場合 : 設置費の1/2 限度額20,000円

コンポストの場合 : 設置費の1/2 限度額 4,000円

生ごみ処理機は、ごみ減量化だけでなく、臭いや排出時の汁だれ防止にも役立ちます。清潔・簡単・手間要らず！！是非、ご検討を。

これだけは守ってください



# 飼い主の義務 7 箇条



## 1 動物の習性等を正しく理解して飼うこと。

飼育場所を清潔に保ち、正しいしつけと健康管理をして「におい」「泣き声」等が、ご近所の迷惑にならないようにしましょう。



## 2 排泄物の処理を適切に行うこと。

散歩中に「ふん」をしたときは、必ず持ち帰り適切な方法で処分しましょう。  
ねこは、専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。



## 3 犬を放し飼いにしないこと。

散歩のときも、引き綱をつけましょう。



## 4 犬やねこの繁殖制限に努めること。

必要のない繁殖はさせないようにしましょう。  
犬やねこを捨てるのは犯罪です。



## 5 動物の所有者を明らかにするように努めること。

連絡先がわかる名札を付けましょう。また、犬を飼っている方は、訪問者にわかりやすい場所に犬を飼っている旨の表示をしておきましょう。



## 6 犬によるこわ傷事故を注意して防止すること。

飼い犬が人に危害（人をかんだ等）を加えた場合は、届け出が必要です。



## 7 動物による感染症の知識を持つこと。

動物から人にうつる病気（動物由来感染症）があることを知っておきましょう。犬は登録と狂犬病予防注射を受けましょう。



## 犬・ねこにえさだけ無責任に与えている人へ！

飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

※ 学校・民家周辺で発見された野犬（首輪をしていない犬、けい留していない犬）は人に危害を与える恐れがありますので、捕獲されることがあります。  
もし、愛犬が逃走してしまった場合には、速やかに捜索し保護してください。  
また、迷い犬情報が市環境課に届いている場合がありますので、ご連絡ください。

